

会計上の見積りに対する監査

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院会計専門職研究科 公開日: 2014-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長吉, 眞一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16440

【論文】

会計上の見積りに対する監査

The Audit of Accounting Estimates

長 吉 眞 一

Shinichi NAGAYOSHI

【キーワード】 見積りの不確実性、重要な虚偽表示のリスク、経営者の主観、経営者の偏向、仮定、測定方法

【目次】

第1節 はじめに

第2節 ISA540における会計上の見積りの特徴

1. 会計上の見積りと RMM
2. 見積りの不確実性と RMM

第3節 ISA540における会計上の見積りに対する監査

1. 会計上の見積りの合理性と開示の妥当性
 - (1) 会計上の見積りの合理性
 - (2) 会計上の見積りの開示の妥当性
2. 会計上の見積りに対する監査手続
 - (1) 会計上の見積りに対する監査手続の特徴
 - (2) 会計上の見積りに対する監査と合理性テストとの比較

第4節 会計上の見積りの監査と適正性

1. 会計上の見積りの監査の特徴
2. 会計上の見積りの適正性

第5節 むすび

【参考文献】

第1節 はじめに

本稿は、ISA¹⁾540およびこれに関連する監基報（監査基準委員会報告書）540の見解を基礎にして、経営者による会計上の見積り（accounting estimates）に対する監査について検討する。会計上の見積りは、財務諸表の確定計上項目とは違って、経営者の主観が入りやすく、したがって計上金

額に客観性が乏しくなりがちのものである。そこでは、計上についての経営者による仮定の設定や計算方法（測定方法）について、経営者の主観的判断が大きく影響を及ぼすものとなる。

本稿では、まず、ISA540における会計上の見積りの特徴に関連して、会計上の見積りと財務諸表の重要な虚偽表示のリスク（Risk of Material Misstatements, RMM）との関連、および見積りの不確実性と RMM との関連を取り上げる。これらを取り上げる理由は、会計上の見積りは経営者の主観的判断が大きな影響を及ぼす結果、財務諸表に RMM が発生する可能性が高くなるからである。次いで、会計上の見積りに対する監査について検討する。そこでは、会計上の見積りの合理性と開示の妥当性を取り上げたうえで、ISA540が提示している監査手続の内容を検討する。そして、以上の検討を受けて、会計上の見積りを客観的に立証する監査証拠を入手する際に検討すべき事項に関して私案を提示することにする。

会計上の見積りは、今日の財務諸表ではかなりの項目が計上されているため、これを除外して財務諸表の適正性を判断することはできない。しかも、会計上の見積りは、経営者の主観が強く影響することから、監査人の客観的な監査判断も困難となる。本稿は、かかる会計上の見積りについて、その特徴を踏まえたうえで監査の方法について検討しようとするものである。

第2節 ISA540における会計上の見積りの特徴

1. 会計上の見積りと RMM

財務諸表に計上される項目のなかには、正確に測定することができず見積りによって計上するしかないものがある。会計上の見積り²⁾とは、「正確に測定することができないため、金額を概算することをいい、見積りが要求される金額だけでなく、見積りの不確実性が存在する場合に公正価値によって測定される金額に対しても使用される」（ISA540：7(a)、監基報540：6項(1)）ものである。

経営者はこのような財務諸表項目については、金額を概算で測定して財務諸表に計上するしかない。そして、この場合、経営者は金額を概算で測定する裏づけとして各種の情報を利用する。しかし、経営者が裏づけとして利用する情報の性質や信頼性はさまざまであるため、会計上の見積りの

1) 従来国際監査基準（International Standards of Auditing, ISA）は、国際会計士連盟（International Federation of Accountants, IFAC）が発表していた。しかし、ISA2012版より、IFACの下部組織である国際監査・保証基準審議会（International Auditing And Assurance Standards Board, IAASB）がこれを発表している。IAASBは、かつての国際監査実務委員会（International Auditing Practice Committee, IAPC）を単一の高品質でグローバルな監査基準を開発する組織にするために、2001年11月12日に開催されたIFACの理事会および総会によってIAPCが発展的に改組されたものである。（長吉〔2007〕p.112脚注62）。

2) 「会計上の見積り」とは別に、“Management’s point estimate”（ISA540：7(e)）という用語がある。監基報540：6項(5)は、これを「経営者の見積額」と訳したうえで、「財務諸表で会計上の見積りとして認識又は開示するために経営者が選択した金額をいう。」としている。そこでは、“Management’s point estimate”の“point”が訳されていないし、意味合いからも洩れている。内藤他〔2010〕はこれを「点見積額」と訳している（内藤他〔2010〕pp.331-333）が、内容からすると経営者がある見積りの金額を測定したものであるため、「経営者による一定の見積額」と訳す方がよいであろう。

計上にもなう見積りの不確実性³⁾の程度は、その項目自体の性質や信頼性の程度に応じて異なることになる（以上、監基報540：2項）。

会計上の見積りがとくに重要な仮定に基づいている場合には、見積りの不確実性は相対的に高くなる（監基報540：A3項）。見積りの不確実性（estimation uncertainty）とは、会計上の見積りおよび開示を正確に測定することができない状況の程度をいう。つまり、見積りの不確実性とは、財務諸表上のある項目が、測定面において何らかの不確実な状況にあるため正確に測定することができない状況、そしてそのために、当該事項を財務諸表において正確に開示することができない状況の程度である。

会計上の見積りにある程度の不確実性が内在することは避けられない。そして、この会計上の見積りの不確実性が経営者の偏向（Management Bias）によって誘発され重要になれば、会計上の見積りとRMMとが密接に関連することになる。つまり、会計上の見積りに内在する「見積りの不確実性の程度は、経営者の偏向が意図的であるか否かを問わず、偏向によって見積りが影響を受ける可能性」が高いので、「会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクに結果的に影響を与えることになる。」（以上、監基報540：2項）。このため、経営者の意図にかかわらず、経営者による財務諸表項目の計上において経営者が中立性を欠くことになれば、RMMに大きな影響を及ぼすことになる。ここで、経営者の偏向とは、「財務情報の作成及び表示における経営者の中立性の欠如」（監基報540：6（4）項）をいう。

このように、会計上の見積りは概算で計上するものであるため見積りの不確実性が内在し、そこに経営者の偏向が介在することになる。経営者の偏向は、経営者の意図にかかわらず、財務情報の作成および表示に結果的に影響を与えるものである。こうしたことから、会計上の見積りがとくに重要な仮定に基づいている場合には、会計上の見積りの不確実性は相対的に高くなり、経営者の偏向を誘発しやすくなり、したがってRMMも高くなる。

【図表1】 会計上の見積りの例

- 貸倒引当金
- 滞留又は処分見込等の棚卸資産
- 製品保証引当金
- 資産の償却方法又は耐用年数
- 回復する見込みに関して不確実性が存在する場合の投資の減損
- 工事契約等の長期契約
- 訴訟の調停や判決から生ずる費用

出所：ISA540：6、監基報540：A6項。

【図表1】は公正価値以外のもので会計上の見積りが必要となる状況の例である。これらはいずれも不確実な要素をふくんでおり、そのため経営者による仮定や評価、およびそれらにもなう見

3) 会計上の見積りの不確実性は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせることがある（ISA540：A51、監基報540：A50項）ので、会計上の見積りの監査は、財務諸表監査において非常に重要な意義をもっている。

積りの不確実性や経営者の偏向を誘発しやすくなるものである。

2. 見積りの不確実性と RMM

見積りの不確実性は、次の3つの要因に左右される（監基報540：A 4項）

- (a) 会計上の見積りの性質
- (b) 会計上の見積りを行うために一般的に広く知られる方法やモデルの存在
- (c) 使用される仮定の主観の程度

(a) と (c) は表裏一体の関係にある。つまり、(a) の会計上の見積りの性質が抽象的であればあるほど、その性質を外見的に画一して把握することができないため、会計上の見積りを財務諸表に計上するためには、経営者が見積りの性質を主観的に把握するしかない。経営者による主観的な把握の結果は、財務諸表への計上金額の測定とその方法に関して用いられる仮定に表れる。これにより、(c) の経営者が用いる仮定について経営者の主観的判断が強くなり込むことになる。このような経営者の主観的判断には、経営者が意図しているかどうかに関係なく、経営者の偏向が入りやすい。これにより一般に不確実性の程度は高くなる。

一方、(b) は、見積りの方法やモデルが一般的であればあるほど、会計上の見積りの不確実性の程度が低くなることを示している。これは、見積りの方法やモデルが一般的であるために、作業がルーティン化し、内部統制が有効に機能することになり、したがって、会計上の見積りとはいえ経営者の主観が入り込む余地が狭くなるからである。

こうしたことから、(a) と (c) は会計上の見積りの不確実性について同じ方向に作用し、(b) はそれらとは逆の方向に作用することになる。

経営者は、以上の見積りの不確実性とそこに内在する経営者の偏向を踏まえたうえで、財務諸表に会計上の見積りを計上する。

財務諸表に計上される会計上の見積りには、見積りの不確実性の程度により、①見積りの不確実性が相対的に低く、RMM も相対的に低いものと、②見積りの不確実性が相対的に高く、したがって RMM も相対的に高いものがある。ISA540と監基報540は【図表2】のように示している。

【図表2】 会計上の見積りの不確実性の程度による分類

①会計上の見積りの不確実性が相対的に低く、RMM も相対的に低いもの

- 事業活動が複雑でない企業における会計上の見積り
- 定型的な取引に関連するものであり、頻繁に実施及び更新される会計上の見積り
- 公表されている利率や有価証券の取引価格等のように、容易に利用可能なデータから算定される会計上の見積り。（このようなデータを、公正価値に関する会計上の見積りとの関連で「観察可能」とよぶことがある）
- 適用される財務報告の枠組みで規定されている公正価値の測定方法が複雑なものではなく、かつ資産や負債への適用が容易である公正価値に関する会計上の見積り
- 一般的に広く知られる公正価値のモデルを使用し、かつ使用される仮定や入力数値（インプット）が観察可能である公正価値に関する会計上の見積り

②会計上の見積りの不確実性が相対的に高く、RMM も相対的に高いもの

- 訴訟結果に係る会計上の見積り
- 非上場デリバティブの公正価値に関する会計上の見積り
- 企業が自社開発した極めて専門的なモデル、又は、市場で観察不能な仮定や入力数値を使用した公正価値に関する会計上の見積り

出所：ISA540:A 2 - A3、監基報540：A 2項 - A 3項。

①は、事業活動が複雑でなかったり、定型的な取引に関するものであったり、公正価値の測定方法が複雑でないものであったりするので、経営者による仮定が複雑でなく、それらの測定も容易と思われるものである。このため、これらの項目に係る固有リスク (Inherent Risk, IR) は低く、また統制リスク (Control Risk, CR) も低い⁴⁾。一方、②は、①に比べてかなり重要な仮定に基づくものであり、またその測定も困難なものが多い。

第3節 ISA540における会計上の見積りに対する監査

1. 会計上の見積りの合理性と開示の妥当性

財務諸表に計上されている金額が会計上の見積りによっている場合には、当該計上金額は市場で合意された金額ではないため、必ずしも客観的ではなく、このため検証可能性という監査上の重要な観点については欠陥を有していることが多い。

会計上の見積りがとくに重要な仮定に基づいている場合には、見積りの不確実性は相対的に高くなる。そこで、監査人は、会計上の見積りに対する監査において、次の2つの点を検証しなければならない (監基報540：5項)。

- 財務諸表において認識または開示されている会計上の見積りが、合理的であるかどうか。
- 財務諸表上の開示が妥当であるかどうか。

(1) 会計上の見積りの合理性

会計上の見積りの合理性は、会計上の見積りを計上するにあたって、①経営者が、会計上の見積りに関連して適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項を適切に適用したかどうかということと、②会計上の見積りを行う方法が適切であり、かつ継続して適用されているかどうか、また、会計上の見積りまたはその方法に前年度からの変更がある場合には、当該変更がその状況において適切であるかどうかという2つに分けられる (監基報540：11項)。

①は、「会計上の見積りは、財務諸表の作成時点において利用可能な情報に基づいて、経営者の判断によって行われるもの」なので、「多くの場合、見積りを行う時点で不確実な事項に関して何らかの仮定を設定する」ことに基づいている (以上、監基報540：A 8項)。とくに、この場合の経営者の判断による仮定の設定いかんによっては、上述の (a) 会計上の見積りの性質と、(c) 使用され

4) 財務諸表に計上される項目のなかでRMMが低いものものはかなりあると思われるが、IRとCRがともに低い項目はなかなかないのであろう。【図表1】①で示されている項目は具体的ではないが、これらはIRとCRがともに低い場合の一例を示している。

る仮定の主観の程度に関連して、見積りの不確実性が相対的に高い会計上の見積り、したがってRMMも相対的に高い見積りが設定される可能性がある。

②は、会計上の見積り自体や見積り方法の変更には経営者の恣意性が入りやすいことを示している。会計上の見積りの変更されると、財務諸表の期間比較性が損なわれる⁵⁾以外に、経営者の主張がより強くなったり、新たな経営者の偏向が出現したりして、財務諸表にいつその虚偽の表示がもたらされる可能性がある。このため、監査人が会計上の見積りや見積り方法について前年度からの変更の有無を検討することは非常に重要である。もし、経営者が、企業または企業を取り巻く状況が変化したという理由により会計上の見積りまたはその方法を変更しようとするのであれば、監査人は、経営者が主張する根拠の妥当性と、その根拠が会計上の見積りまたは見積り方法を変更することに関する正当な理由と認められるかどうかについて、慎重に判断しなければならない⁶⁾（以上、ISA540：A56－A57、監基報540：A56項－A57項）。

（2）会計上の見積りの開示の妥当性

監査人は、会計上の見積りが適用される財務報告の枠組みにおいて要求される開示内容に準拠しているかどうかについて、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

要求される開示内容には、例えば次の項目がある。

- 使用した仮定
- 使用した見積り方法（適用したモデルをふくむ。）
- 見積り方法を選択した根拠
- 前年度からの見積り方法の変更による影響
- 見積りの不確実性の原因と影響

これらの開示項目は、会計上の見積りについて経営者が設定した仮定、それにとまなう会計上の見積りの不確実性、見積りの測定方法、前年度からの見積り方法の変更による影響等を網羅するものであるため、財務諸表利用者が会計上の見積りを理解するのに有益である。

5) 会計上の見積りをふくめて、一般に会計方針が変更されると、財務諸表の期間比較性が損なわれる以前に利益操作を容易に行うことができるようになる。また、財務諸表の比較可能性に関しては、同一企業の時系列的な期間比較可能性の阻害と同時に、同一事業年度における一企業と他社との比較可能性の阻害、つまり水平方向の比較可能性の阻害もある。長吉〔2007〕p.450を参照されたい。

6) 監保実〔2011〕Ⅲ 8は、監査人が会計方針の変更のための正当な理由があるかどうかの判断にあたって総合的に勘案する事項として、次の5項目をあげている。

- (1) 会計方針の変更が企業の事業内容又は企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること
- (2) 会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであること
- (3) 変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして妥当であること
- (4) 会計方針の変更が利益操作等を目的としていないこと
- (5) 会計方針を当該事業年度に変更することが妥当であること

とくに、(5)は変更の適時性とよばれ、以前からその必要性が指摘されていた（例えば長吉〔2007〕p.451）。しかし、明文として規定されたのは監保実〔2011〕になってからである。

2. 会計上の見積りに対する監査手続

(1) 会計上の見積りに対する監査手続の特徴

監査人が会計上の見積りの合理性を確かめるために実施する監査手続は、ISA540および監基報540によって【図表3】のように示されている⁷⁾。

【図表3】 会計上の見積りの合理性を確かめるための監査手続

12. 監査人は、監査基準委員会報告書330で要求される評価した重要な虚偽表示リスクへの対応に当たって、会計上の見積りの性質を考慮に入れ、以下の手続の一つ又は複数の手続を実施しなければならない。

- (1) 監査報告書日までに発生した事象が、会計上の見積りに関する監査証拠を提供するかどうかを判断する。
- (2) 経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを検討する。この手続において、監査人は、以下の事項を評価しなければならない。
 - ①使用された測定方法は、状況に応じて適切であったかどうか。
 - ②経営者が使用した仮定は、適用される財務報告の枠組みにおける測定目的に照らして合理的であるかどうか。
- (3) 適切な実証手続とともに、経営者が会計上の見積りを行った方法に関連する内部統制の運用評価手続を実施する。
- (4) 経営者の見積額を評価するため、監査人の見積額又は許容範囲を設定する。監査人は、監査人の見積額又は許容範囲を設定するために、以下の事項を実施しなければならない。
 - ①監査人が経営者とは異なる仮定又は方法を利用する場合には、監査人の見積額又は許容範囲の設定において関連する変数を考慮に入れていることを確かめ、経営者の見積額との重要な差異を評価するのに十分な程度に、経営者が使用する仮定又は方法を理解する。
 - ②監査人が許容範囲を使用するのが適切であると判断した場合には、利用可能な監査証拠に基づいて、許容範囲内のすべての結果が合理的であると考えられるまで許容範囲を絞り込む。

出所：ISA540：13、監基報540：12項

【図表3】の(2)～(4)の監査手続は、会計記録の正否や当否等を直接的に立証する監査証拠を追求するものではないという共通の属性が認められる一方で、次の異同が認められる。

- 経営者が行った見積りの方法とそれによって算定された金額の合理性について監査人が心証を

7) ここでは監基報540：12項で示されている監査手続を取り上げているが、監基報540：7項には別の監査手続も示されている。監基報540：7項で示されている監査手続に関する検討は長吉〔2012b〕を参照されたい。

得ようとする監査手続

●監査人自らが見積り金額の合理性を追求しようとする監査手続

【図表3】の(2)は、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討である。ここでは、会計上の見積りを算定するために経営者が採用した測定方法の適切性の追求と経営者が設定した仮定の合理性の追求が求められている。また、(3)は、監査人による実証手続と会計上の見積りの方法に関する内部統制の運用評価手続の実施であるが、これは、上述した(a)と(c)による経営者の主観性、したがってこれによる経営者の偏向の程度を検証し、経営者の主観が監査人が許容できる範囲におさまっているかどうかについて、監査人が心証を得ようとするものである。

一方、(4)は、経営者が行った測定方法の妥当性の追求に代えて、監査人が独自の見積額または許容範囲を設定し、これによって経営者が計上した見積り金額の合理性を追求しようとするものである。

監査人が入手した監査証拠が経営者の見積額⁸⁾とは異なる見積額を示している場合、監査人の見積額が監査証拠により裏づけられていれば、監査人の見積額と経営者の見積額との間の差額は虚偽表示となる。また、監査人が設定した許容範囲が十分かつ適切な監査証拠によって裏づけられ、監査人の許容範囲外にある経営者の見積額が監査証拠によって裏づけられていなければ、経営者の見積額と監査人の許容範囲との差額（経営者の見積額が監査人の許容範囲の上限を超える場合にはその超過額、また、経営者の見積額が監査人の許容範囲の下限に満たない場合にはその不足額）が虚偽表示となる（監基報540：17およびA115項）。

このように、会計上の見積りの監査は見積り金額の合理性の検証であるという点に大きな特徴があり、それは、測定方法の適切性の追求と仮定の合理性の追求という2つに分けられる。

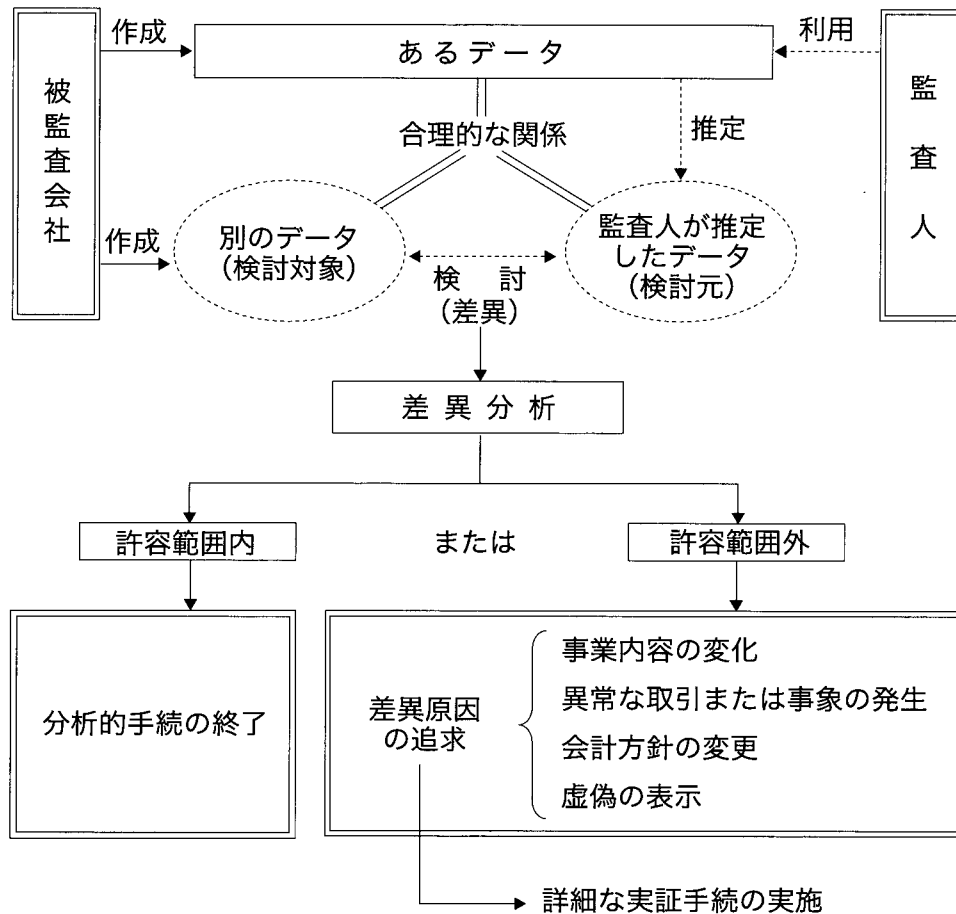
(2) 会計上の見積りに対する監査と合理性テストとの比較

【図表3】(4)の監査の仕方または監査手続の適用の仕方は、分析的手続のなかの合理性テスト(overall test)の考え方と共通するものがある。合理性テストにおいては、監査人は、経営者が設定した一定の適切な情報を用いて監査人自らが見積額を試算し、これを経営者が計上した金額と比較する。その際、監査人が試算した見積額は、適切な情報に基づいているとはいえあくまでも試算額なので、一定の許容範囲をもって経営者の計上金額と比較されることになる。そして、もし、経営者の計上金額が監査人が設定した許容範囲内に収まっていれば、監査人は当該金額は合理的であると判断する。また、もし、それが許容範囲内に収まっていなければ、監査人は当該金額は合理的ではないと判断して、詳細な実証手続を適用して追加的な監査証拠を入手する（長吉〔2012a〕pp.261-262）。

一方、会計上の見積りの監査と合理性テストと間には異同もある。その異同は、経営者が計上した金額が監査人が試算した見積額の許容範囲内に収まっていない場合の取扱いにみられる。会計上の見積りの監査においては、監査人の見積額が監査証拠により裏づけられている場合には、経営者の見積額と監査人の許容範囲との差額（監査人の許容範囲の上限を超える場合にはその超過額、許容範囲の下限に満たない場合にはその不足額）は虚偽表示として取り扱われる。これに対し、合理性テストにおいては、経営者の計上した金額が監査人が設定した許容範囲内に収まらず差額が生じた場合、その差額はすぐに虚偽表示として取り扱われるのではなく、詳細な実証手続を実施する論

8) ここでいう「経営者の見積額」の原語は、“management’s point estimate”である。この場合“point”は点を示している。したがって、前述のとおり、この場合の日本語訳は「経営者の一定の見積額」とする方がよい。

【図表4】 合理性テストの全体像



出所：長吉〔2012a〕 p.262の《図表Ⅱ-4-4》。

拠となる。その理由は、合理性テストの結果は、あくまで監査人の試算額なので通常は監査証拠によって裏づけられていないことが多いことと、合理性テストを相当精確に実施したとしても、合理性テストは、その適用対象に重大な矛盾や異常な変動がないかどうかを大局的に検証する手続であるため、詳細な実証手続を行うための糸口をさがしだすという役割をもっているからである。これら2つの理由は、合理性テストに限らず、分析的手続に共通する特徴である。監査人は、分析的手続を用いて詳細な実証手続を行う糸口を発見した場合には、その後は詳細な実証手続を実施して検証するのである。

こうしたことから、会計上の見積りの監査と合理性テストの間には、経営者の見積額（計上金額）が、監査人が試算した見積額の許容範囲内に収まっていない場合の取扱いに大きな異同がある。

第4節 会計上の見積りの監査と適正性

1. 会計上の見積りの監査の特徴

会計上の見積りは、財務諸表に計上される金額が、将来事象の結果に依存するために財務諸表作成時点では確定できないこと、または、すでに発生した事象ではあってもそれに関する情報を適時

にまたは経済的に入手できないために財務諸表作成時点では確定できないなどの理由により、以前から財務諸表に計上されていた（AICPA〔2012〕AU § 342.01）。そして、これは今日ではかなりの項目数にのぼっている。このため、現代の財務諸表は会計上の見積りによって計上された項目を除外して考えることはできない。そして、このことは同時に、監査人の監査判断においても困難な状況を惹起する要因となっている。

いうまでもなく、今日の財務諸表監査の目的は、企業の財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（Generally Accepted Accounting Principles, GAAP⁹⁾）に準拠して作成されているかどうかについて、監査に関する職業的専門家である公認会計士または監査法人がこれを検証して、自らの意見を表明することである。そこでは、財務諸表という媒体に記載された財務情報が監査の対象である。財務¹⁰⁾情報は主として金額（数値）によって記載または表現されるため、監査人の検証対象は金額が中心となる。そしてその金額は、検証可能なものでなければならない。

しかるに、会計上の見積りによって財務数値を計上することは、すでに発生した事象または将来発生すると見込まれる事象に対して仮定を設定しなければならないため、会計上の見積りは経営者の主観的判断に基づいて計上されることが多い。そこでは、経営者の主観によって計上の根拠（仮定）が設定され、その根拠に基づいて計算方法（測定方法）が規定されるのである。これらはもとをただせば、いずれも経営者の主観的判断に基づくものである。

こうしたことから、会計上の見積りの監査においては、その他の項目の監査で用いられるような客観的な監査証拠は入手できない。ここに会計上の見積りの監査の特徴がある。

2. 会計上の見積りの適正性

以上のとおり、会計上の見積りの監査においては、その金額を客観的に立証する監査証拠は入手できない。そこで、他の証拠を入手しなければならないことになるが、考えられる監査手続はISA540：13および監基報540：12項によって【図表3】のとおり示されている。

そこで、ここでは、会計上の見積りを客観的に立証する監査証拠を入手する際に検討すべき事項として、次の3つの私案を提示する。

①会計上の見積りを行う方法に関する内部統制評価の実施

これは、会計上の見積りに関して、企業がどのような組織、計上態勢、および検証システム等を採用しているのかについて検証し評価しようとするものである。つまり、企業の内部統制組織との関係で会計上の見積りの妥当性を検証しようとするものである。そこで、監査人は、企業の内部統制の有効性を評価するために、監査対象期間において内部統制が運用される方法およびその程度と運用の一貫性の妥当性を検証し、運用担当者の業務の実施状況と責任者の統制状況について検討す

9) わが国における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を指す場合には、とくにJGAAPとよばれる。同様に、一般に公正妥当と認められる監査の基準（Generally Accepted Auditing Standards, GAAS）についても、わが国におけるGAASを指す場合には、とくにJGAASとよばれる。

10) 財務に関連して、財務に関する書類とは経営の価値計算および資金の調達管理に関する書類であり、伝票、仕訳帳、補助簿、元帳や原価計算に関する書類等はふくまれるが、物量に関する計算の部分はふくまれない（羽藤〔2009〕pp.69-70）とされている。この見解からすると、財務とは、経営の価値計算および資金の調達管理に関する情報、書類または活動であり、物量に関する計算の部分に関する情報、書類または活動はふくまれないといえるであろう。

る（監基報330：9項）。

②過去の経営者の見積額の妥当性の検討

これは、翌期の実際発生金額と対比させてその差異を分析し、結果として経営者の見積額が妥当であったかどうかを検討しようとするものである。これには、例えば次のような検討がある。

●過去の経営者の見積額と実績値との比較

過去の会計上の見積りと実績値とを比較し、その近似の程度を検討する。過去においてこれらが近似している場合が多ければ多いほど、経営者の見積額に対する信頼の程度は高くなる。これは、翌期において実績値が確定したときに、当期に計上した経営者の見積額と対比させてその近似の程度を検討することにもつながっていくものでもある。

●差異分析の実施

過去の会計上の見積りと実績値が大きく乖離している場合があれば、それについて差異の原因を分析し、その結果を当期における経営者の見積りに反映させる。

③企業および企業環境の変化と経営者の見積額との検討

当期において、企業および企業環境に大きな変化があったかどうかを検討し、もし該当する事項があれば、当期における経営者の見積りに反映させる。

第5節 むすび

以上、経営者による会計上の見積りに対する監査について検討してきた。会計上の見積りは、以前から財務諸表に計上されていたものであるが、これは今日ではかなりの項目数にのぼっているため、現代の財務諸表は会計上の見積りによって計上された項目を除外して考えることはできない。そして、このことは同時に、監査人の監査判断においても困難な状況を引き起こす要因となっている。

本稿では、まず、ISA540における会計上の見積りの特徴を検討した。そこでは、会計上の見積りがとくに重要な仮定に基づいている場合には、会計上の見積りの不確実性は相対的に高くなり、経営者の偏向を誘発しやすくなり、したがってRMMも高くなることを指摘した。そして、会計上の見積りの不確実性は、(a)、(b)および(c)という3つの要因によって左右されるが、(a)と(c)は会計上の見積りの不確実性について同じ方向に作用し、(b)はそれらとは逆の方向に作用することになることを明確にした。

また、会計上の見積りに対する監査については、ISA540の主張する会計上の見積りの合理性と開示の妥当性を取り上げ、経営者による仮定の設定の重要性を指摘し、会計上の見積り自体や見積方法の変更と経営者の恣意性との関連性を検討した。そして、以上の検討を受けて、ISA540が提示している監査手続の内容を踏まえ、会計上の見積りを客観的に立証する監査証拠を入手する際に検討すべき事項に関して私案を提示した。

今日の企業会計におけるいわゆる原則主義の思考を考えると、財務諸表の計上項目は、従来のような取得原価主義による確定計上から、将来的には公正価値をふくむ見積りの計上に移行していく方向がますます強くなっていくであろう。これは世界的な趨勢であり、AICPAのSAS（監査基準書）もIAASBのISA（国際監査基準）も、そのような前提で監査基準を制定している。こうした趨勢をふまえると、監査論の研究において会計上の見積りの計上について検討することは避けられないものである。本稿は、かかる点において、会計上の見積りの計上に関して一考を示したもので

ある。

【参考文献】

- AICPA〔2012〕：American Institute of Certified Public Accountants, *AICPA Professional Standards Volume 1*, American Institute of Certified Public Accountants, June 1, 2012.
- ISA540：International Standard on Auditing 540, Auditing Accounting Estimates, Including Fair Value Accounting Estimates, and Related Disclosures, *Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, And Related Services Pronouncements 2012ed. Volume 1*, International Auditing And Assurance Standards Board, 2012.
- IFAC〔2010〕：International Federation of Accountants, “*Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, And Related Services Pronouncements 2010ed. Part 1*”, International Federation of Accountants, 2010.
- 監基報330：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」、日本公認会計士協会、平成23年12月22日。
- 監基報540：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」、日本公認会計士協会、平成23年12月22日。
- 監保実〔2011〕：監査・保証実務委員会実務指針第78号「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」、日本公認会計士協会、平成23年3月29日改正。
- 内藤他〔2010〕：内藤文雄、松本祥尚、林隆敏『国際監査基準の完全解説』、中央経済社、2010年。
- 長吉〔2007〕：長吉眞一『監査基準論』、中央経済社、2007年。
- 長吉〔2012 a〕：長吉眞一『監査基準論（第2版）』、中央経済社、2012年。
- 長吉〔2012 b〕：長吉眞一「監査証跡の確保と『監査意見形成の基礎』との関連に関する基礎研究」、明治大学社会科学研究所紀要第51巻第1号（2012年10月）、pp. 277-290。
- 羽藤〔2009〕：羽藤秀雄『新版公認会計士法 日本の公認会計士監査制度』、同文館出版、2009年。

〔付記〕本稿は、平成22年度から24年度までの3年間にわたる「科学研究費補助金（B）（一般）利益概念の変容が資産・負債の評価方法に与える影響に関する総合研究」（課題番号22330137）による研究成果の一部である。